

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和3年12月9日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100132 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100072 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 3 月 21 日から同年 5 月 6 日まで

A 社でアルバイトとして働いていたが、年金手帳と健康保険証は貰っていないのに厚生年金保険の被保険者記録とされている。就職活動中に働いただけで厚生年金保険料を払うことはないので、厚生年金保険の被保険者記録を削除してほしい。

## 第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は昭和 62 年 3 月 21 日から同年 5 月 6 日までの期間、A 社に係る厚生年金保険の被保険者とされているところ、同社にはアルバイトとして勤務しただけであり、厚生年金保険には加入していなかった旨主張し、厚生年金保険被保険者記録の取消しを求めている。

しかしながら、請求者の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者の同社に係る資格取得年月日は昭和 62 年 3 月 21 日、資格喪失年月日は同年 5 月 6 日と記録され、当該記録はオンライン記録と一致し、雇用保険の被保険者記録と符合していることから、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者となる資格要件を満たしていなかったとは認められない。

また、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社が解散した当時に代表取締役であった者は、当時の資料は現存しておらず、請求者の請求期間における勤務状況等は不明である旨回答している上、請求期間において、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会を行ったが、請求者が同社に勤務していたことを記憶している者はおらず、請求者に係る具体的な回答を得ることができないことから、請求者の請求期間における厚生年金保険被保険者記録に誤りがあったか否かについては確認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の被保険者資格に関して、当該被保険者記録が事実即したものではないことを明らかにできる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録について訂正を認めることはできない。